

午後 3時00分開議

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） 本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永井一行君） これより議案審議に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名については、本日、会議録署名議員である7番議員、片柳悦夫君の欠席により、議長において、追加指名を行います。9番議員、林幸司君を指名いたします。

◎日程第2 議案第33号 昭和村道の駅条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第2、議案第33号 昭和村道の駅条例の一部を改正する条例についての議案につきましては、本定例会第1日目において上程し、村長から提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第33号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号 昭和村道の駅条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第36号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第3、議案第36号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第2号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第36号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第37号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（永井一行君）　日程第4、議案第37号　令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第37号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号　令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5　議案第38号　令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君）　日程第5、議案第38号　令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第38号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第38号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第39号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第6、議案第39号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第39号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第40号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第7、議案第40号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第40号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第40号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第41号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）について

て

○議長（永井一行君）　日程第8、議案第41号　令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第41号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第41号　令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第10 認定第2号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第11 認定第3号 令和6年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第12 認定第4号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第13 認定第5号 令和6年度昭和村簡易水道事業剰余金の処分及び決算の認定

について

◎日程第14 認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剩余金の処分及び決算の認定について

○議長（永井一行君） 日程第9、認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第9、認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定について、日程第10、認定第2号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第11、認定第3号 令和6年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第12、認定第4号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第13、認定第5号 令和6年度昭和村簡易水道事業剩余金の処分及び決算の認定について、日程第14、認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剩余金の処分及び決算の認定についてを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、一括議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、藤井貞充君。

[決算審査特別委員会委員長 藤井貞充君発言]

○決算審査特別委員会委員長（藤井貞充君） 決算審査特別委員会委員長報告を行います。

令和7年第3回昭和村議会定例会において、本特別委員会に付託された事件について、9月9日、10日、11日、17日の4日間、委員12名、そして、説明者として村長、教育長、課長らの出席の下、特別委員会を開催し、審査した結果について、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定については、審議の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について、認定第3号 令和6年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について、認定第4号

令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定について、認定第5号 令和6年度昭和村簡易水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、審議の結果、全会一致により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げまして、決算審査特別委員会における令和6年度決算審査についての委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑は総括的に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、質疑は総括的に行うことにして決定いたしました。

これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

なお、討論並びに採決については議案ごとに行います。

日程第9、認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

9番、林幸司議員。

○9番（林 幸司君） 決算審査特別委員会では討論が省略されて、討論する機会がございませんでしたので、本会議でも行いたいと思います。

職員の人工費について総務課長に質疑をいたしましたところ、正職員が37万円の月給に対して、フルタイム会計年度任用職員が21万円、パートタイム10万円と、格差があることがはっきりしました。

本村の職員全体の男女の賃金格差は、男性100に対して、女性が約60と、男女平等ではなく、ジェンダー平等でもない、同一労働、同一賃金にも違反しているということが明ら

かになりましたので、今回反対の理由とさせていただきたいと思います。

最初の総括質疑のときに、10年20年のスタンスで本村の財政状況の質疑をいたしましたが、本村の財政状況が県内でも大変よいほうに入るのは、やはり人件費の大幅削減が1つの要因ではないかと考えております。やはり、会計年度任用職員、非正規の臨時職員についても一層の待遇改善をしていかなければならないということを申し上げたいと思います。

正職員に至りましては、週休2日制、8時間労働でまともな生活ができるという当たり前の状況、これをフルタイムでもパートタイムでもやはり週休2日制、8時間労働でまともな生活ができる、誰もが同じように働きながら同じような生活ができる社会にしていかなければならぬということを申し上げて、反対の理由とさせていただきます。

もう一つ、村道の維持補修関係について一般質問も行い、何度も質疑を行ってきましたが、物価高騰の中で、実質、村道の維持補修予算が削減されている状況の下で、議会で採択された請願・陳情等が3年待ちから5年待ちに伸び、7年待ちに伸び、村民の願いに応えていない、凸凹村道を増やしているような状況、改善するという村長の決意が語られませんでしたので、これも反対の理由とさせていただきます。

ぜひ、凸凹村道改修にもっと力を入れてもらいたいということを強くお願いいたします。反対の理由とさせていただきます。

○議長（永井一行君）ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）次に、賛成討論の発言を許します。

加藤議員。

○10番（加藤 生君）一般会計について賛成意見を述べさせていただきます。

令和6年度決算において、自主財源の構成比が50.5%、5割維持値に到達したことは、税務関係職員や全村的な職員の連携によるたまものだと思います。依存財源の構成比は49.5%と高止まりに変化はありませんが、地方交付税は全体の28.2%を占め、交付税に頼らざるを得ない状況ですが、その中にあって、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、前年度比18.2%の増など、また、県支出金3億7,070万9,000円となり、小規模農村整備事業補助金の増加などにより大幅に執行額を伸ばしたことは、特記事項に当たると考えます。

また、ふるさと納税の寄附額は5億5,388万7,000円となりましたが、繰入金も9.5%の減となりました。村債は8,601万1,000円となり、村の安心安全のための先行投資として各分団の消防ポンプ車の購入にいち早く着手し、防災対策事業債の借入れなど先手を打ったものであると思います。

投資的経費の中で普通建設事業費は6億3,984万8,000円であります、もう少し積極的な財政運営を望みますが、全体としては可もなく不可もなくと言える執行であったと思います。

令和6年に行った本村の物価高騰対策の取組として、住民生活の負担軽減を図るため、上下水道の基本料金の減免や給食費や保育料の無償化など、また、園児の使用済みのおむつ回収なども村単独事業として実施しており、その他例年に倣った事業展開もしております、少数精銳での職員の方々の活躍により、ほぼ満足のできる内容ではなかつたかと思い、賛成意見とさせていただきます。

終わります。

○議長（永井一行君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についてを採決いたします。

本件については認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

日程第10、認定第2号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について、これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、認定第2号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定についてを採決いたします。

本件については認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

日程第11、認定第3号 令和6年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について、これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、認定第3号 令和6年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定についてを採決いたします。

本件については認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

日程第12、認定第4号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定について、これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、認定第4号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定

についてを採決いたします。

本件については認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

日程第13、認定第5号 令和6年度昭和村簡易水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、認定第5号 令和6年度昭和村簡易水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件については認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

日程第14、認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件については認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

以上で、村長提案を終わります。

◎日程第15 議員派遣について

○議長（永井一行君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をしたいと思います。

なお、決定していない部分、事項、また後日変更事項等が生じたときは、議長に一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定いたしました。

◎日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（永井一行君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、特別委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第17　字句等の整理委任について

○議長（永井一行君）　日程第17、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、そのとおり決定いたします。

◎村長挨拶

○議長（永井一行君）　以上で、今期定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可します。

村長。

[村長　高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君）　議長よりお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

9月8日に開会をいたしました令和7年度第3回議会定例会が、本日、無事閉会を迎えることができました。会期中に提案いたしました議案等につきまして、原案どおり可決・承認をいただき、心から感謝を申し上げます。

特に、令和6年度昭和村一般会計及び特別会計歳入・歳出決算につきましては、決算審査特別委員会を設置され、慎重なご審議をいただき、全ての会計においてご承認いただき、誠にありがとうございました。

議員各位からいただきましたご意見、ご指摘などにつきましては、十分に留意し、これから村政運営に生かしてまいりたいと考えております。今後とも、村政発展のため、なお一層のご支援とご指導をお願い申し上げます。

さて、9月に入ってから、前線の影響などにより不安定な天候が続いております。10日夕方には、群馬県北部を中心に非常に激しい雨が降りました。隣接する沼田市や川場村、みなかみ町では記録的短時間大雨情報が発表され、昭和村も含めた利根沼田地方及び高山

村に土砂災害警戒情報が発表されました。

村といたしましても、災害警戒本部を設置し、被害状況などの情報収集を行いました。こちらで把握できた被害状況ですが、床下浸水7軒、倒木7か所、畠からの土砂の流出12件、土砂崩れ2件となっております。人的な被害がなかったとはいえ、恐怖を感じられた方も多いと思われます。被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。さて、災害に対する関心は年々高まっており、村といたしましても、主要事業の1つとして力を注いでおります。そのような中、今年度は8行政区が新たに自主防災組織を立ち上げ、活動を開始していただきました。

災害が発生した際は、国や県、村だけではなく、住民の方々の協力なくして成り立ちはせん。そのためにも、全地区での自主防災組織の設立を目指し、防災事業の強化を進めてまいりたいと思います。

結びに、議会開会中も暑い日が続いておりましたが、今日は幾分涼しく、明日からまた涼しくなる予報となっております。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き本村発展のためにご活躍くださいますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（永井一行君） これにて、令和7年度第3回昭和村議会定例会を閉会いたします。議員各位並びに執行部各位には、長期間にわたりまして誠にご苦労さまでした。

午後 3時29分閉会